

事業のご案内* 入会のご案内

公益社団法人 愛媛労働基準協会 案内

— 職場へのより良いサービスの提供、新たな事業場の入会による輪の広がり —

(公社)愛媛労働基準協会は、愛媛県から公益性を認定された団体として
働く人々の安全、心とからだの健康、適正な労務管理、
ゆとりある豊かな生活の実現を目指すとともに
企業の発展に役立つよう
さまざまな事業を推進しています



公益社団法人 愛媛労働基準協会

〒790-0062 愛媛県松山市南江戸一丁目13番21号
TEL 089(927)7730 FAX 089(927)7732
ホームページ <http://ehimerouki.jp/>
メールアドレス honbu@aikikyo.or.jp

沿革

- 昭和25年 各地区労働基準協会の活動開始とともに松山労働基準協会内に愛媛労働基準協会を併設する。
- 昭和26年5月16日 第三種郵便物認可を受け、機関誌「愛媛労働基準」の発行を開始する。
- 昭和30年4月 愛媛労働基準協会として松山労働基準協会から独立した事務局を設ける。
- 昭和48年10月 労働安全衛生法の施行を踏まえ、法人化し、社団法人愛媛労働基準協会連合会となる。
愛媛労働基準局長（現愛媛労働局長）から技能講習の指定教習機関として指定を受ける。
- 平成16年 規制緩和策の法改正に伴い、指定講習機関から登録教習機関となる。
- 平成20年1月 第一段階として、連合会及び6地区協会が組織統合を行い、社団法人愛媛労働基準協会と改組する。
- 平成22年8月 協会事務所を松山支部と統合し、移転（松山市大手町1丁目10-1 岩本ビル3F）する。
- 平成24年3月 四国中央支部事務所及び講習施設を新築し、移転（現所在地）する。
- 平成26年4月 愛媛県から公益社団法人の認定を受け、公益社団法人愛媛労働基準協会となる。（公益社団法人とは、公益法人認定法に基づいて、行政庁から公益性を認定された社団法人です。）
- 平成31年3月 本部・松山支部事務所及び講習施設を新築し、移転（現住所在地）する。

会員

約2,100の事業場が加入しています。（2019年3月現在）

組織



会員特典

入会されると、次のようなメリットがあります。

- ① 労働基準法や労働安全衛生法などの法改正、行政通達、災害事例や技能講習、特別教育等の開催についての情報が、毎月発行の機関誌「愛媛労働基準」で得られます。
- ② 免許試験、技能講習、特別教育、職長教育等の資格取得講習などの案内書が配布されます。
- ③ 最新の安全衛生管理、労務管理についての各種セミナー・説明会・研究会などへ参加できます。
- ④ 研修・講習等の受講料割引制度があります。（技能講習等登録講習を除く。）
- ⑤ 安全衛生水準の向上に成果をあげた事業場や個人を表彰する制度（全国・地方）があります。
- ⑥ 安全衛生管理、労務管理の無料相談ができます。

事業案内

（公社）愛媛労働基準協会（支部＝松山・新居浜・四国中央・今治・八幡浜・宇和島）は、「労働基準行政の健全な運営に資することを目的」として、労働安全衛生法に基づく各種の資格取得の技能講習、労働災害防止のための教育・研修や労務管理に関する行政機関の施策指導などの周知啓発事業、法令水準保持向上促進事業、職長教育や特別教育などの教育講習事業などを行っています。

1 周知啓発事業

① 機関誌の発行及びホームページによる啓発

毎月1回(10日)、機関誌「愛媛労働基準」や「支部だより」を発行します。
法令改正や行政施策等を掲載しているので、最新情報を得られます。
ホームページによる情報提供 <http://ehimerouki.jp/>

② 労働災害防止キャンペーン

全国安全・労働衛生週間、年末年始無災害運動、安全衛生教育促進運動を展開します。

③ 集団説明会の開催

全国安全週間、労働衛生週間実施要綱説明会の開催による行政の指導機会を設けます。

④ 愛媛産業安全衛生大会(主催:愛媛労働災害防止団体協議会)の開催

安全衛生優良事業場及び個人の表彰、事例発表などを行います。

2 自主的な安全衛生管理や適正な労務管理の促進と支援事業

① 学習会、災害事例検討会、優良工場等見学会などを展開しています。

- * 専門部会・分科会活動=安全衛生部会、松山地区食料品製造業種労働災害防止研究会、松山地区化学工業災害防止対策協議会などの開催による学習
- * メンタルヘルス対策推進担当者の養成研修、リスクアセスメント研修
- * 愛媛RSTトレーナー会の事務局、えひめ衛生管理者交流会の支援

② 労務管理、安全管理、衛生管理の相談助言を行っています。

本部・支部事務局が相談を受け、解決策を一緒に探します。
所在、電話は、別ページを参照してください。

3 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育などの実施

—資格就労及び労働災害防止意識の向上のため、受講機会の設定に努めています—

1 登録講習

[法定作業主任者]

- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業
- ・特定化学物質・四アルキル鉛等
- ・有機溶剤作業
- ・乾燥設備作業
- ・プレス機械作業
- ・鉛作業
- ・石棉作業

[法定技能]

- ・ガス溶接技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・玉掛け技能講習

[法定養成講習]

- ・安全衛生推進者養成講習
- ・衛生推進者養成講習

2 事業者代位講習

[法定教育]

- ・職長教育
- ・安全管理者選任時研修
- ・雇入れ時の安全衛生教育

[法定特別教育]

- ・アーク溶接等業務
- ・研削と石取替え等業務
- ・低圧電気取扱業務
- ・クレーン運転業務
- ・高所作業車運転業務
- ・酸素欠乏場所に係る業務
- ・特定粉じん作業に係る業務
- ・巻き上げ機運転業務
- ・産業用ロボット(教示・検査)業務
- ・足場組立等業務
- ・フルハーネス型墜落制止用器具使用業務
- ・ロープ高所作業業務
- ・揚貨装置運転業務

[法定努力教育等]

- ・衛生管理者能力向上教育
- ・安全衛生責任者教育
- ・携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育
- ・有機溶剤作業従事者労働衛生教育

3 自主的な講習

[安全配慮義務実践講習]

- ・危険予知訓練(KYT)
- ・挟まれ巻き込まれ体験研修

[資格取得支援講習]

- ・第一種衛生管理者受験準備講習
- ・第二種衛生管理者受験準備講習

[労務管理、メンタルヘルス等]

- ・管理監督者研修

※講師は、労働安全・衛生コンサルタント、RSTトレーナー、特別教育インストラクター等、法定の講師資格者が務めます。

4 免許試験実施の招致

(公財)安全衛生技術試験協会の愛媛地区出張特別試験として、年1回(9月)、次の免許試験を招致し、実施しています。 —地域利便を図っています—

第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、潜水士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、移動式クレーン運転士、林業架線作業主任者、エックス線作業主任者

